

郵送などで**3月15日**までに申告を  1

所得税の 確定申告・市県民税の申告

申告は必要？

チャートを参考に
確認してください

スタート

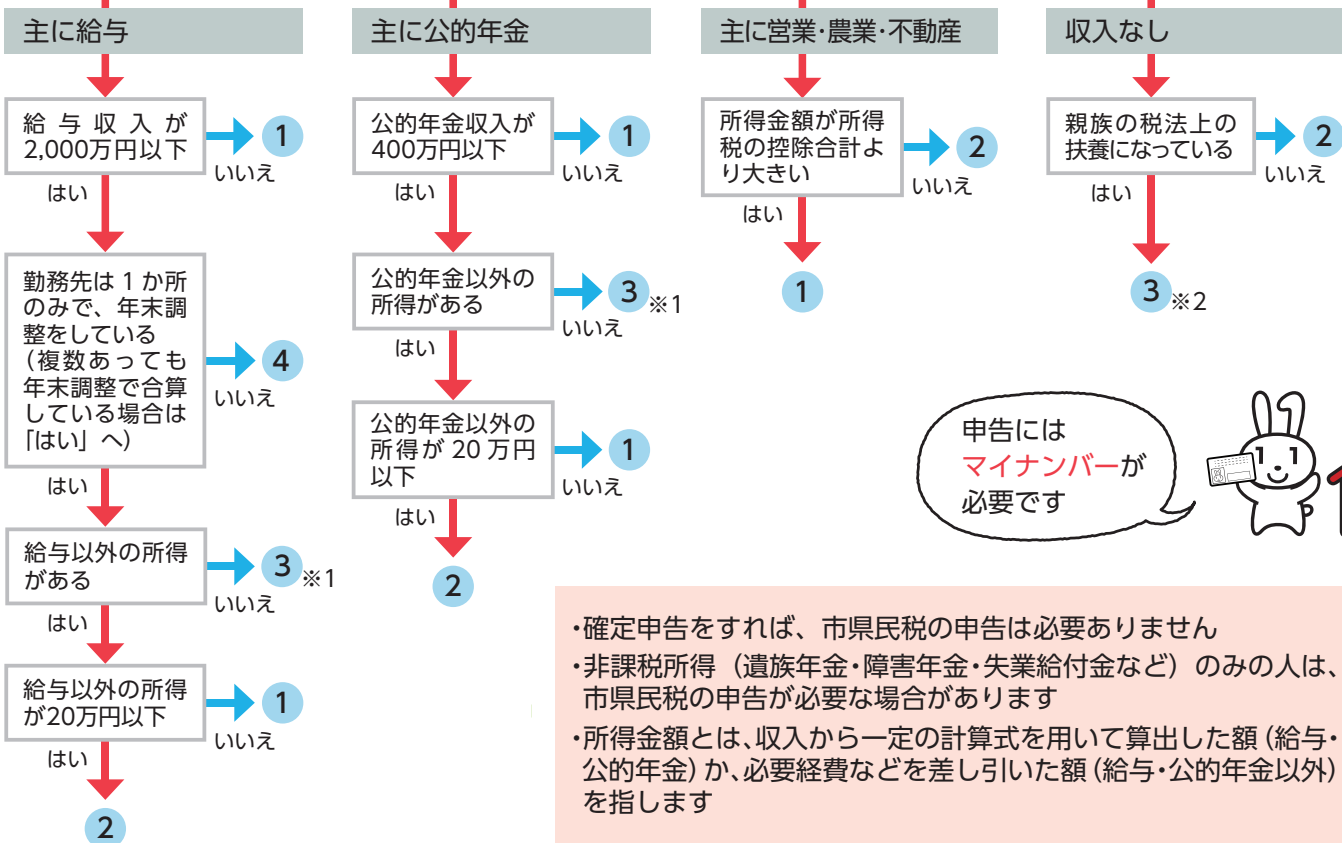
令和6年1月1日現在、
高崎市に住んでいましたか？

いいえ

高崎市に市県民税の申告を
する必要はありません
令和6年1月1日に住んでいた市
区町村へ相談してください

はい

令和5年中にどのような収入がありましたか？



判定結果

チャートは一般的な例を示しています。不明な点は市民税課 (☎ 027-321-1218) に問い合わせてください

1	税務署で確定申告が必要です	確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください
2	市役所で市県民税の申告が必要です	ただし、控除などを追加して所得税の還付を受ける場合は、確定申告ができます
3	確定申告・市県民税の申告義務はありません	※1 ただし、控除を追加する申告によって税額が安くなる場合があります (所得税が引かれている人は確定申告、引かれていない人は市県民税の申告) ※2 ただし、所得や税金に関する証明書が必要な人や自立支援医療を受ける人などは市県民税の申告が必要です
4	税務署で申告が必要な場合があります	扶養・生命保険料などの控除の追加や、2か所以上の勤務先があり、年末調整で合算されていない場合などは、税務署で申告が必要です

申告方法や必要な物などは、次のページでお知らせします

TAGO
STUDIO
TAKASAKI
MUSIC
FESTIVAL 2024

ミュージックフェスティバル2024 市民優先エリアの観覧者を募集



ASIAN KUNG-FU GENERATION

TAGO STUDIO TAKASAKI は、3月16日(土)・17日(日)に音楽イベント「TAGO STUDIO TAKASAKI MUSIC FESTIVAL 2024」を開催します。16日は全国のアマチュアミュージシャンが出演するオーディションを実施。17日には、優勝者と ASIAN KUNG-FU GENERATION によるスペシャルライブを開催します。今回号では、スペシャルライブの市民優先エリアの観覧者募集などについてお知らせします。問い合わせは、観覧者募集問い合わせ専用ダイヤル (☎ 027-331-9083) へ。

スペシャルゲストライブ

♪日時：3月17日(日)午後4時開演 ♪会場：高崎芸術劇場 大劇場

いずれも、入場料は無料です。15歳以下の人は保護者の同伴が必要です。

市民優先エリア

対象は、代表者が市内在住の人です。定員は500人で、応募多数の場合は抽選します。当選者には、3月1日(金)から順次当選はがきを送付。入場には当選はがきと本人確認のできる物が必要です。

はがきでの申し込み

2月23日(祝)までに、はがきに応募者全員の郵便番号・住所・氏名・ふりがな・生年月日(西暦)・電話番号・希望人数(2人まで)・車いす席希望の有無を書いて、〒370-0831 あら町5-3 TAGO STUDIO TAKASAKI へ。

スマートフォンなどからも申し込みできます

同フェスティバルの公式ホームページや、市のLINE公式アカウントからも応募できます。LINEから申し込むには「タグフェス抽選」とメッセージを送信してください。

一般エリア

申し込みは不要です。定員は1,300人で、観覧者が多い場合は入場を制限することがあります。詳しくは、公式ホームページで確認ください。

■座席図



申し込みは
こちらから



同フェスティバル
公式ホームページ



市LINE公式
アカウント



ヤガミ・トールさん



伊藤一朗さん



神永大輔さん



多胡邦夫さん

アマチュアオーディションの参加者を 2月16日まで募集しています

3月16日午後2時からスタジオシアターで開催される全国アマチュアオーディションの参加者を、2月16日(金)まで募集しています。応募資格や応募方法など詳しくは、同フェスティバル公式ホームページ(上記)で確認ください。

日本の音楽シーンをけん引するアーティストが審査員に登場

同オーディションの審査員が次のとおり決定しました。

- ヤガミ・トールさん (BUCK-TICK)
- 伊藤一朗さん (Every Little Thing)
- 神永大輔さん (和楽器バンド)
- 多胡邦夫さん (スタジオ責任者・音楽プロデューサー)

ゲストアーティスト「秀吉」のライブ開催が決定

本県を拠点に活動する3人組ロックバンド「秀吉」がオーディションのゲストアーティストとして登場。会場を熱く盛り上げます。

各会場での受け付け方法について

ビエント高崎

LINEによる整理券事前発行

LINEを使った事前発行です。国税庁のLINE公式アカウントから、相談会場と日時を選択し、申し込んでください。

入場整理券の当日配布

会場で当日配布を行います。配布状況により、後日の来場をお願いする場合があります。配布状況は国税庁ホームページで確認してください。



国税庁LINE公式アカウント▶

市役所2階市民税課

窓口での受け付け

受付時に番号札を配布します。会場は混雑が予想されます。時間に余裕を持ってお越しください。

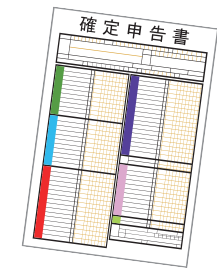
LINEによる事前予約

LINEを使った事前予約を2月7日(水)午前9時から開始します。予約をするには、市のLINE公式アカウント(下記)から「確定申告」とメッセージを送信してください。予約できる会場は本庁のみで、枠には限りがあります。



申告に必要な物

	対象	必要書類など
	全員	マイナンバー(個人番号)と本人確認のできる物、申告書、振込先口座の分かる物
所得に関するもの	給与・年金所得	源泉徴収票(コピーやデータも可)
	事業(営業・農業)・不動産所得	収支内訳書、帳簿など
	雑・一時所得	収入金額・必要経費が分かる書類
	配当所得	支払通知書、特定口座年間取引報告書
控除に関するもの	社会保険料控除	国民年金保険料控除証明書、領収書、口座振替納付済通知書など
	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金払込証明書など
	生命保険料控除	控除証明書、支払金額を証明する書類
	地震保険料控除	
	医療費控除	医療費の明細書、医療費通知、高額療養費などの補てん金がかかる物、おむつ使用証明書※1など
	セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	セルフメディケーション税制の明細書、適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類など
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書※2など
	配偶者特別控除	源泉徴収票など配偶者の所得を証明できる書類
	寄付金控除	寄付金の受領証明書など



障害者控除・おむつ代の医療費控除の証明書を発行

いずれも申請は、運転免許証など窓口に来る人の本人確認のできる物を持って、市役所2階24番窓口介護保険課(☎027-321-1242)か、各支所市民福祉課へ。

高齢者のおむつ代の医療費控除確認書(上表※1)

おむつ代が医療費控除の対象として認められるには、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受

けている場合、一定の要件を満たす人は、市が発行する「おむつ代の医療費控除確認書」で控除を受けることができます。

障害者控除対象者認定書(上表※2)

障害者手帳の交付を受けていない人でも、障害者控除を受けられる場合があります。対象となるのは、65歳以上で令和5年12月31日現在に要介護認定を受けていて、市の基準を満たす人です。

所得税の確定申告

■ 期間：2月16日(金)～3月15日(金)

■ 問い合わせ先：高崎税務署

(☎027-322-4711)



申告書の提出方法

確定申告書は、国税庁ホームページ(右記)の「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。



e-Tax	「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」があります。マイナンバーカード方式は、スマートフォンのカメラで源泉徴収票を撮影すると、金額や支払者情報などが自動で入力されます。利用にはマイナンバーカードと専用アプリが必要です。詳しくは、国税庁ホームページで確認してください
郵送	申告書を印刷し、〒370-8611 東町134-12 高崎税務署に郵送してください
申告会場	会場での申告には、入場整理券が必要です。時間指定があります。入場整理券は、左ページを参考に取得してください ●受付日時=2月16日～3月15日(土・日曜日、2月23日(祝)を除く。25日(日)は申告を受け付けます)、午前9時～午後4時 ●会場=ビエント高崎(問屋町2丁目)

市県民税の申告

■ 期間：2月16日(金)～3月15日(金)

市は2月5日(月)から、昨年市県民税の申告をした人に申告書を送付します。令和6年1月1日現在、市内に住所のあった人は、市県民税の申告をしてください。詳しくは、申告書に同封の「市民税・県民税申告の手引き」で確認してください。手引きは、市民税課や各支所税務課にある他、市ホームページ(右記)でも確認できます。



申告書の提出方法

申告書は、市ホームページの「市県民税の試算」のページで作成し印刷できます。

郵送	申告書を〒370-8501 高崎市役所 市民税課に郵送してください
窓口	会場で番号札を配布します。詳しくは、左ページを確認してください ●受付期間=2月16日～3月15日(土・日曜日、2月23日(祝)を除く) ●窓口と受付時間 市役所2階28番窓口市民税課=午前8時30分～午後5時15分 各支所税務課=午前8時30分～正午・午後1時～5時15分

医療費控除を受ける人へ

医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書を提出する必要があります。事前に作成して持参してください。

ふるさと納税に係る寄付金控除について

ふるさと納税を行った時に「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請を行った人も、確定申告が必要な人などは特例が適用されません。確定申告をする時に「ふるさと納税に係る寄付金控除」を受けてください。

還付申告

還付申告は、2月15日(休)まで高崎税務署で先行して受け付けています(土・日曜日、祝日を除く)。還付申告のみの人は、ぜひご利用ください。

次に当てはまる人は、還付を受けられる場合があります。

- 令和5年中に退職して年末調整を受けていない
- 令和5年中に医療費の支払いが一定額以上ある

申告書の作成を指導

次の確定申告については、ビエント高崎で高崎税務署による申告書の作成指導を行います。

- 青色申告、損失申告、修正申告、準確定申告、株式等の譲渡所得、山林所得、先物取引に係る雑所得、土地や建物の譲渡所得、住宅借入金等特別控除、雑損控除、国外居住者の扶養控除に係る申告

上場株式などの配当所得および譲渡所得に係る課税方式が統一されます

制度改正により、令和6年度(令和5年分)の申告から個人住民税の課税方式が所得税と統一されます。詳しくは、市ホームページで確認してください。

国保加入者は申告しないと不利益が生じる場合も

国保加入者のいる世帯で、未申告の人がいると、国保料が正しく計算されなかったり、高額療養費の限度額が高くなったりする場合があります。

問い合わせは、保険年金課(☎027-321-1235、1236)へ。

問い合わせ先

- 市民税課……………(☎027-321-1218)
- 倉淵支所税務課……………(☎027-378-4523)
- 箕郷支所税務課……………(☎027-371-9051)
- 群馬支所税務課……………(☎027-373-2489)
- 新町支所税務課……………(☎0274-42-1236)
- 榛名支所税務課……………(☎027-374-5110)
- 吉井支所税務課……………(☎027-387-3114)